

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則を公布する。

平成27年 7 月 31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 1 号

大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 3 人以内で組織する。

2 委員は、委員会の担任する事務について公正中立な立場で意見を述べることができる学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから必要の都度、企業長が任命する。

3 委員の任期は、委員会の担任する事務が終了するまでの間とする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定に基づき定める委員の報酬の額は、月額 10,400 円とする。

(費用弁償)

第 6 条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 26 号）により同規程第 25 条第 2 号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(便宜供与)

第8条 委員は、大阪広域水道企業団の出納取扱金融機関の公募に参加し又は参加を予定している者に対して、いかなる援助も行ってはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営管理部財務課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。